

さいたま市介護予防訪問介護サービス重要事項説明書

令和8年6月現在 WEB公開用

この説明書は、ヘルパーステーションほほえみが提供する介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスについて、利用申込者のサービス選択に必要な重要事項を公表するものです。

1・事業所の概要

事業所名	さいたま市介護予防訪問介護サービス事業所 ヘルパーステーションほほえみ
指定事業所番	1176500518
法人名	株式会社セラピー
所在地	〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂 2-1-1 明治安田生命浦和ビル4階
電話・FAX	電話 048-823-4689（代表）／FAX 048-834-6316
E-mail	kaigo@therapy-hohoemi.co.jp
管理者	片岡弓子
業日業時間	月曜日～金曜日 9時00分～18時00分 (12月30日～1月3日を除く)
通常の実施地域	さいたま市全域

2・事業の目的及び運営方針

要支援状態等にある利用者が、可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、生活援助及び自立支援に資するサービスを提供します。さいたま市、地域包括支援センター、介護支援専門員、保健・医療・福祉サービス提供者との連携に努めます。

3・職員体制及び職務

管理者兼サービス提供責任者	常勤・兼務1名 事業所及び従業員の管理、法令遵守に必要な指揮命令を行います。
サービス提供責任者	常勤・専従1名以上 介護予防訪問介護サービス計画の作成、利用者・家族への説明、関係機関との連携、職員の指導・研修、サービス実施状況の把握を行います。
訪問介護員	指定基準を満たす員数を配置 計画に基づいてサービスを提供し、サービス提供後の利用者の状態及び実施内容を報告・記録します。

サービス提供責任者は、訪問介護員へ利用者の状況、援助内容及び留意事項を文書又は電子的方法で伝達し、サービス提供後の報告を確認して、必要な指示を行います。

4・提供するサービス

- ・身体介護：健康確認、排泄介助、食事介助、清拭・入浴、整容、体位変換、移動・移乗、外出介助、起床・就寝、服薬介助、自立支援のための見守りの援助等
- ・生活援助：調理、洗濯、利用者本人が使用する場所の掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理等

利用者本人以外のための家事、主として利用者が使用しない場所の掃除、来客対応、草むしり、ペットの世話、家具の移動、大掃除、窓ガラス磨き、床のワックスがけ、植木の剪定、特別な手間を要する料理等は、総合事業の対象外です。

5・利用料

利用料は、さいたま市が定める介護予防・日常生活支援総合事業の単位数に基づき算定します。利用者負担は介護保険負担割合証に記載された1割・2割・3割の割合に応じた額です。さいたま市の地域区分は3級地で、1単位11.05円です。

サービス	対象・頻度	単位	基本利用料	1割	2割	3割
訪問型独自サービスⅠ	事業対象者・要支援1・2 週1回程度	1,176単位/月	12,994円	1,300円	2,599円	3,899円
訪問型独自サービスⅡ	事業対象者・要支援1・2 週2回程度	2,349単位/月	25,956円	2,596円	5,192円	7,787円
訪問型独自サービスⅢ	要支援2 週2回を超える程度	3,727単位/月	41,183円	4,119円	8,237円	12,355円

※利用者負担額は端数処理等により実際の請求額と異なる場合があります。月途中の開始・終了等は、さいたま市のサービスコードに基づき日割りで算定する場合があります。

- ・初回加算：200単位/月
- ・生活機能向上連携加算Ⅰ：100単位/月
- ・生活機能向上連携加算Ⅱ：200単位/月
- ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ：令和8年6月以降の届出区分に応じた加算率を、所定単位数に乗じて算定
- ・その他、さいたま市のサービスコード及び届出内容に基づく加算・減算を適用

6・キャンセル及び振替

特定の日サービスをキャンセルしても、原則としてキャンセル料は発生しません。別の日への振替は原則として行いません。月額包括報酬の場合、当該月に利用があるときはキャンセルの有無にかかわらず月額負担額が変わらない場合があります。

7・支払方法及びその他の費用

利用者負担額は口座振替によりお支払いいただきます。通常の実施地域内の訪問交通費は無料です。地域外への訪問、買い物・通院介助等に伴う公共交通機関の利用料、サービス提供に必要な水道・ガス・電気・電話等の費用は利用者負担です。

8・関係機関との連携

地域包括支援センター及びその委託を受けた介護支援専門員と緊密に連携し、利用者の状態や意向に応じてサービス内容を調整します。

9・サービス利用上の留意事項

- ・利用者本人が在宅している場合に限りサービスを提供します。
- ・現金・貴重品・通帳・証書等は利用者又は家族が管理してください。
- ・発熱、強い咳、嘔吐、下痢等の症状や感染症が疑われる場合は、事前に事業所へ連絡してください。
- ・訪問中はペットをリード、ケージ又は別室で安全に管理してください。
- ・天候・災害等により安全確保が困難な場合は、サービスを変更又は中止することがあります。
- ・受動喫煙防止のため、サービス提供中の室内喫煙はご遠慮ください。
- ・訪問介護員の指名制ではありません。人員体制等により担当者が交代する場合があります。

10・秘密保持・個人情報保護

職員は、業務上知り得た利用者及び家族の秘密を正当な理由なく第三者へ漏らしません。この義務は退職後も続きます。個人情報は、法令及び本人の同意に基づき、必要最小限の範囲で取り扱います。

11・緊急時の対応

サービス提供中に病状の急変その他必要な事態が生じた場合は、速やかに管理者又はサービス提供責任者へ連絡し、主治医、医療機関、救急隊、家族、関係機関等へ連絡するなど必要な措置を講じます。

12・事故発生時の対応

事故が発生した場合は、利用者の安全確保と必要な応急措置を行い、家族、居宅介護支援事業者、市町村等へ連絡します。事故の状況及び対応内容を記録し、原因分析と再発防止に取り組みます。事業者の責めに帰すべき事由により損害が生じた場合は、加入する賠償責任保険等により適切に対応します。

13・ハラスメント防止

職員の就業環境を守るため、暴言、暴力、脅迫、威圧的な言動、差別的・性的な言動、無断撮影・録音及びインターネットへの投稿、社会通念上不相当な要求等のハラスメントを禁止します。状況に応じて説明、注意、サービス提供方法の見直し、関係機関への相談等を行います。

14・虐待防止

- ・虐待防止担当者を選任しています。
- ・虐待防止委員会を定期的に開催し、結果を職員へ周知しています。
- ・虐待防止指針を整備し、職員研修を定期的実施しています。
- ・虐待又は虐待が疑われる事案を把握した場合は、市町村等へ速やかに通報・相談します。

15・身体的拘束等の禁止

身体的拘束等は原則として行いません。緊急やむを得ない場合に限り、切迫性・非代替性・一時性の3要件をすべて満たすことを確認し、本人又は家族への説明・同意、実施状況の記録及び早期解除に向けた検討を行います。

16・衛生管理・感染症対策

- ・感染症対策委員会をおおむね6か月に1回以上開催し、結果を職員へ周知します。
- ・感染症予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ・職員への研修及び訓練を定期的実施します。
- ・標準予防策、手指衛生、必要な防護具の使用等を徹底します。

17・業務継続計画（BCP）

感染症又は非常災害の発生時にも必要なサービスを継続できるよう、業務継続計画を策定し、職員への周知、研修・訓練、定期的な見直しを実施します。

18・苦情相談窓口

事業所窓口	ヘルパーステーションほほえみ 管理者：片岡弓子 電話 048-823-4689
さいたま市	介護保険課 048-829-1264 浦和区高齢介護課（介護保険係）048-829-6152
埼玉県国民健康保険団体連合会	介護保険課 048-824-2537 苦情相談用電話 048-824-2568

19・第三者評価の実施状況

第三者評価の実施	なし
直近の施日	該当なし
評価機関名	該当なし
評価結果の開示	該当なし

20・重要事項の掲示及びウェブサイトへの掲載

当事業所は、運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他利用申込者のサービス選択に資する重要事項について、事業所内で閲覧できる状態にするとともに、法人ウェブサイトに掲載します。

株式会社セラピー
ヘルパーステーションほほえみ
代表取締役 志村怜子